

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①志木市の地域特性（志木市地域防災計画より）

本市の地形は、東北部の荒川とその支流の新河岸川とに挟まれる低地、南西部の志木駅周辺の武蔵野台地、台地の侵食により形成された柳瀬川沿いの低地の3つに大別される。

a. 荒川低地

荒川沿いの低地は、志木市付近では標高が 5m 前後であり、自然堤防、氾濫平野、盛土地等の微地形（台地や氾濫平野、自然堤防等、主として風水害等により形成される地形）が見られる。この荒川低地は、志木市内の微地形や最近の水害からみて、荒川堤外地、新河岸川の旧堤防の堤外地、荒川堤防と新河岸川の旧堤防とに挟まれる堤内地の3つに細分できる。

b. 武蔵野台地

志木市南西部には標高 10m～20m の台地がある。この台地は古多摩川の扇状地としてつくられたものであり、北側に緩く傾斜しており、武蔵野台地と呼ばれている。荒川低地及び後述の柳瀬川低地とは、崖線数mの崖又は斜面になっている。武蔵野台地は、水害の危険性の小さい安全な台地である。その中であって、台地上の表流水の集中によって谷底平野や浅い谷が部分的に形成されている。台地周縁部は、柳瀬川や新河岸川の侵食によって形成された崖となっており、南側ほど高低差が大きく、傾斜もやや急になっている。現在、自然の崖は少なく、人工改変により切土・盛土がなされ階段状の地形となっている。

c. 柳瀬川低地

柳瀬川低地は、武蔵野台地が柳瀬川によって侵食されてできた氾濫平野である。現在、志木市側の低地は、氾濫平野上に盛土して住宅団地として利用されている。富士見市との市界の一部は、柳瀬川を横断する形で設定されているが、昭和 36 年撮影の空中写真を見ると、市境がかつての柳瀬川の流路であることがわかる。また、現在の川幅は 30m 前後あり、昭和 36 年頃より川幅（堤外地）が拡張されている。

また地震について、活断層の活動の度合いを A 級（千年あたりの変位量が 1m 以上 10m 未満）、B 級（千年あたり 10cm 以上 1m 未満）、C 級（千年あたり 1cm 以上 10cm 未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高い A 級の活断層はなく、すべて B 級ないし C 級と推定されており、これらの活断層の活動間隔は数千年単位と考えられている。

②災害履歴

（風水害）

荒川に面する志木市周辺、特に宗岡地区では、過去に多くの水害が記録されている。宗岡地区は荒川沿いの低地に位置し、新河岸川と柳瀬川とが合流するなど地形的に洪水被害を受けやすいところに立地していることから、水害対策は極めて重要な課題となっており、旧宗岡村では村総囲堤を建設し増水に備えたが、現在は破堤や越流による被害は発生していない。荒川の洪水については、寛保 2 年（1742 年）8 月、天明 6 年（1746 年）7 月、弘化 3 年（1846 年）6 月、明治 43 年（1910 年）8 月、昭和 22 年（1947 年）9 月の洪水が特に大規模で 5 大洪水とされている。明治 43 年当時、宗岡

周辺の地盤高は 4.0～5.0mであったが、これより 4m前後も増水し、付近一帯は一面水没し、宗岡地区では水害対策として、水塚という盛土（盛土高 2m前後）を行っていたにもかかわらず、これをも上回る洪水であった。そのため、国土交通省及び県による一級河川の改修が進められ、最近では、内水氾濫を除き大規模な河川の氾濫は起きていない。本市の内水氾濫については、平成 28 年の台風第 9 号による時間最大雨量 50mm を超える集中豪雨により道路冠水に加え床下・床上浸水被害などが発生した。また、令和元年台風第 19 号でも道路冠水に加え床下・床上浸水被害などが発生した。

（地震）

大正 12 年（1923 年）9 月 1 日に発生した関東大震災では、荒川に沿って地割れや液状化が発生した。

③志木市の被害想定

（風水害）

市を流れる荒川、新河岸川及び柳瀬川の洪水浸水想定区域図では、堤防が決壊した場合、市域の広範囲にわたり浸水し、大きな被害が生じることが想定されている。荒川の想定最大規模の降雨による浸水域は、志木市駅周辺の高台を除くほぼ全域が浸水すると想定される。新河岸川沿いを中心に、上・中・下宗岡地区、本町 1・2・3 丁目、柏町 2・3・5・6 丁目、館 2 丁目では浸水深が最大 5.0m 以上と 2 階建て家屋は水没する深さとなっている。幸町 2・3・4 丁目、館 1 丁目では 3.0m～5.0m、本町 4 丁目では 0.0m～3.0m の深さの浸水となっている。新河岸川・柳瀬川の洪水浸水域は、1,000 年に 1 回程度の確率で発生する規模の大雨（2 日間に総雨量 746mm）により、水位が増加し、氾濫した場合を想定しており、新河岸川・柳瀬川の氾濫水は、志木市の新河岸川左岸の上・中・下宗岡地区全域と柳瀬川右岸の柏町 2・6 丁目、館 1・2 丁目の広範囲に想定されている。上・中・下宗岡地区全域の浸水深は、0.5m～3.0m、一部 3.0m～5.0m の深さとなっており、2 階建て家屋の 1 階の天井までの深さとなっている。また、柏町 2・6 丁目、館 1・2 丁目の浸水深は、おおむね 0.5m～3.0m の深さとなっている。一部の街区で 3.0m～5.0m の深さとなっている。

また、平成 28 年台風第 9 号の集中豪雨による雨水出水は、道路冠水にとどまらず床下・床上浸水被害をもたらした。このような局地的・集中的にこれまでにない大雨が降る傾向は、今後これまで以上に増加すると考えられる。

（地震）

本市に最も大きな被害をもたらすのは「東京湾北部地震」で、いずれの被害項目においても他の地震による被害規模を上回っている。次に大きな被害をもたらすのは「関東平野北西縁断層帯地震」である。ただし、最大震度では、「関東平野北西縁断層帯地震」及び「立川断層帯地震」の震度 6 強が最も大きく、「東京湾北部地震」の震度 6 弱よりも大きいと予測されている。また、帰宅困難者については、5 つの地震いずれにおいても 3,000 人以上の帰宅困難者が発生すると予測されている。「東京湾北部地震（M7.3）」は、県が想定した地震のうち本市に最も大きな被害をもたらす、かつ、最も切迫性の高い（今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率は 70%）地震と予測されている。次に大きな被害をもたらすのは「関東平野北西縁断層帯地震」である。

震災による液状化について、「東京湾北部地震」では、荒川及び新河岸川沿いの危険度が「高い」、「やや高い」と予測されている。その割合は、「高い」が市域面積の 24.2%、「やや高い」が 36.3% で、合わせると市域の約 6 割で液状化の発生が懸念される。

地震の揺れ及び液状化による建物被害は、全壊棟数が 190 棟、半壊棟数が 900 棟と予測されている。また、火災が発生し延焼すると、焼失棟数は、最大で 29 棟と予測されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 1,837 人 (令和 3 年事業所統計による)

小規模事業者数 1,457 人 (令和 3 年事業所統計による)

商工会員数 1,139 人 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
246	189	87	335	153	732	95	1,837

(3) これまでの取り組み

①志木市の取り組み

「防災計画」

現行の「志木市地域防災計画」は、令和 5 年 3 月に改正しているが、平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 26 年 2 月の豪雪災害、平成 26 年 8 月の広島土砂災害など、大規模災害に係る教訓などを反映して改正された法律はもとより各種ガイドライン・指針についても計画に反映し加筆修正を行っている。さらに、県により実施された「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 26 年 3 月)及び「埼玉県地域防災計画」(令和 6 年 3 月改定)についても反映しており、市の地域防災計画において必要とされる主要な見直しは実施済みである。

一方、我が国ではその後も、震度 7 を 2 回記録した「平成 28 年熊本地震」をはじめ、東北・北海道地方に大きな被害をもたらした「平成 28 年台風第 10 号」などの大規模災害が発生しており、国及び関係機関は、防災に係る各種ガイドライン・指針などの公表や見直しを行っている。

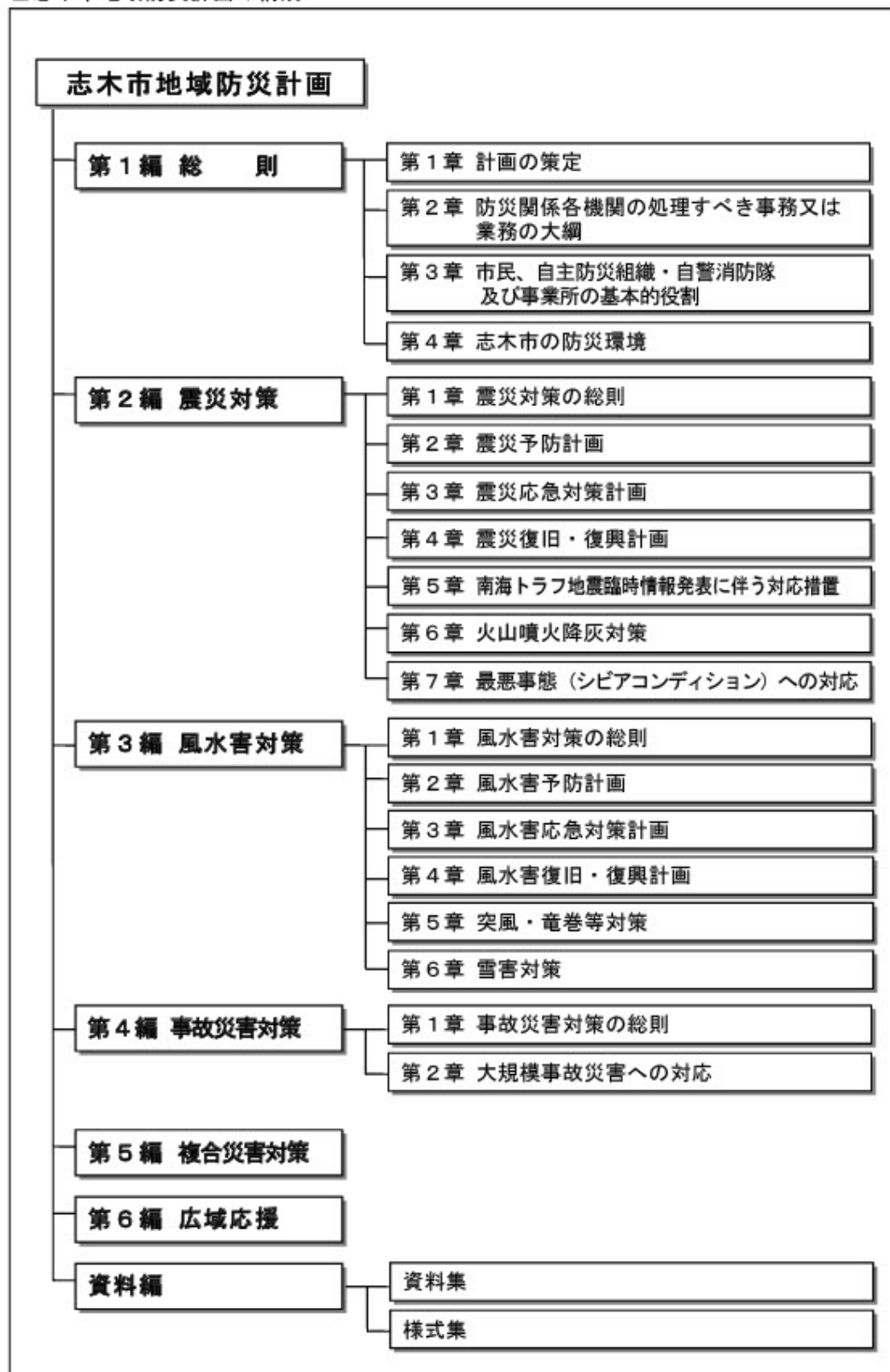
また、「平成 28 年台風第 9 号」及び「令和元年台風第 19 号」は、本市に大きな浸水被害をもたらした、本市の防災活動のあり方についても課題を残した。このような状況を受け、本市においてさらなる防災対策の充実を目指して計画の見直しを行った。

さらに、令和 6 年能登半島地震では、停電や断水の長期化による暖房確保やトイレ不足の課題などが浮き彫りとなったことから、避難所生活が長期化した際の避難所の運営についても、今後は検討を進めていく必要がある。

本計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、志木市防災会議が作成する計画であって、志木市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興にいたる一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関の全機能を有効に発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は次に示すとおりである。

■志木市地域防災計画の構成



「市民総合防災訓練」

志木市では、防災機関関係の連携強化及び技術の向上並びに市民の防災意識の高揚を図るため、志木市地域防災計画に基づき、4年に1回、市民や関係団体、市職員が参加する市民総合防災訓練を実施している。令和5年度は、防災関係機関との相互連携強化や住民一人ひとり防災意識向上を図るために、埼玉県と合同で九都県市合同防災訓練、令和5年度埼玉県・志木市市民総合防災訓練を実施した。なお、九都県市合同防災訓練では、住民による初期消火訓練、水難救助訓練、はしご車による救助訓練、ヘリによる救助訓練などを実施するとともに、市民総合防災訓練では、志木市で最も被害が大きいとされる東京湾北部地震（マグニチュード7.3）が発生し、県南部を中心に甚大な被害が発生、市においても震度6弱の揺れを観測し、市内各所で建物の倒壊や火災などにより、甚大な被害が発生しているという想定のもと、地区災害対策本部設置訓練、避難所開設訓練、避難行動要支援者安否確認訓練、情報伝達訓練を実施した。

「防災備蓄品」

志木市地域防災計画に基づき、以下のとおり計画数を定めて、災害時用備蓄品を備蓄している。

1. 食糧・飲料水

アルファ米(炊き出しセット、個食)、粉ミルク、乾燥がゆ、ミネラルウォーター

2. 備蓄資機材

照明セット、簡易トイレ、障がい者用簡易トイレ、マンホール対応型トイレ(障がい者用含む。)、リヤカー、テント、トランジスタメガホン、ポータブルワイヤレスアンプ、カマドセット、炊出しステーション、高性能単段式圧力調整器(液化石油ガス用)、ラック、自転車、携帯電話、土のう、がれき袋、発電機、ガスパワー発電機、投光機、石油ストーブ、ガスバーナセット、水槽マリンテナー、脚立式梯子、二つ折り担架、チェーンソー、見取図板A型、クロージャッキ、会議用テーブル、折りたたみ式チェア、バケツ、ジャッキ、セーフティコーン、非常用飲料水袋(6L用)、ポリタンク、事務用品

3. 備蓄日常品

毛布、タオル、石ケン、オムツ(パンパースM・L、アテントM・L)、使い捨て圧縮下着、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ブルーシート、携帯ラジオ、懐中電灯、ノコギリ、ハンマー、金テコ、ナタ、トビぐち、救急箱セット、スコップ、バリケード、カッター、哺乳ビン、平バール、トラロープ、空気入れ、ガソリン携行缶、差し替えベスト、ボランティア腕章、LEDエコラジスマート、マスク、消毒液、非接触型体温計、単三電池、パルスオキシメーター、使い捨て手袋、ガウン、フェイスシールド、パーティション、プライバシールーム、除菌アルコールシート、ダンボールベッド

「志木市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定」

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示すものである。

②志木市商工会の取り組み

- ・事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との協議
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・損害保険の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）
- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）
- ・業務災害保険（全国商工会連合会）
- ・防災備蓄品の準備

懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、軍手、コンロ、工具類、発電機、スコップ、ポリバケツ、ゴミ袋、飲料水、他

II 課題

1. 危機管理マニュアル及び BCP は策定されているものの、職員への周知が足りておらず、発災時や感染症等発生時における対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。
2. 職員の入れ替わりにより若手職員が増え、職務経験が不足していることから、事業者への災害リスクや感染症等リスク対策への周知ができていない。
3. 自然災害に対する事前対策や初動対応への助言を行うことが出来る経営指導員、職員が不足している。

III 目標

1. 地区内小規模事業者に対し巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策（事業継続力強化計画策定・避難訓練の実施・備蓄品など）の必要性を周知する。
2. 自然災害が事業活動に与える影響（資金ショートによって支払いが出来ない等）を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。
3. 発災時の初動対応、発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症等発生時に速やかな感染拡大防止対策が行えるよう商工会組織内及び関係機関（志木市役所・埼玉県商工会連合会など）との連携体制を構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

○危機発生に備えた連携

- ・商工会の事務局機能の復旧には電話や電気などのライフラインの復旧が重要である。
- ・志木市が有する非常時通信手段の使用に関する連携を行う必要がある。
- ・支援計画との整合性を図り、発災時に迅速に応急対策に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、自然災害ハザードマップを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
(休業の備えとなる損害保険、水災補償の損害保険などへの加入)
- ・商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・発災時の避難訓練やけが人の救助訓練（AED使用）、従業員の安否確認訓練の指導や助言を行う。
- ・事業継続に関する普及啓発セミナーや市の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。
- ・**新型コロナウイルス感染症に関してはガイドラインに基づき、感染防止対策等を事業者へ周知するとともに、行政機関における感染症の最新情報についてHPなどを活用し、速やかに周知する。**

②商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

当会は、令和7年度事業継続計画第2版を作成（別添）

③関係団体との連携

- ・志木市と災害発生時の連携の手続きの確認を行う。
- ・感染症に関しては必要に応じて保険や共済等の情報提供及び取扱事業者の紹介を行う。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認を随時行う。
- ・志木市との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

⑤訓練の実施

- ・地震や台風の発生を想定して志木市との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ・避難訓練の他、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。

＜ 2. 発災後の対策＞

1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先として活動する。
 - ・ 商工会館来館客の館外への避難誘導、広域避難場所への誘導。
 - ・ 商工会館内に、けが人の応急救護場所を確保する。
- ② 商工会建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。
 - ・ 見回りの役割分担を決めておく。
- ③ 上記の確認が取れた時点から職員並びに職員の家族の安否確認を行う。
- ④ 職員、商工会長の安否確認並びに会館の被害状況について埼玉県商工会連合会が導入を進めている LINE ワークスにて埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。
- ⑤ 事態が沈静化したら、順次会員の安否確認を行う。会員の安否確認後、被害状況については全国商工会連合会災害システムを利用して埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。
- ⑥ 感染者発生流行時には、職員の体調確認を行うとともに、手指の消毒・手洗い・うがい等を徹底させ、感染拡大を防止する。

2) 応急対策の方針決定

- ① 危機のランクに応じ「別表：職員の行動基準」の通り対応を行う。ただし職員自身自らが命の危険を感じる場合には緊急対応をせずに待機し、危険が去ってから行動を開始する。
- ② 自然災害が勤務時間外に発災した場合には、職員全員は出勤できない。商工会館までの通勤距離を事前に把握し、徒歩にて出勤可能な職員のみで対応することを想定した役割分担を行う。
- ③ 被害状況により可能な場合は小規模事業者の被害状況を確認し、志木市役所と情報を共有する。

「職員行動基準」地震時

危機のランク	危機の内容	職員等	
		（就業時間中）	（就業時間外）
A	埼玉県内において震度6弱以上の地震が発生	・ 初動対応を行う（来会者の避難誘導、商工会建物の被害状況把握） ・ 対策本部長の指示により帰宅する（家族の安否確認ができない職員を中心に） ・ 商工会外にいるときは対策本部長の指示により帰宅する	・ 安否状況を事務局長に報告し、事務局長は対策本部長の指示に従い、自宅待機又は商工会に参集する ・ 商工会に参集できる者の中から、対策本部活動（職員の安否確認、建物被害状況の把握）を実施する
B	埼玉県内において震度5強の地震が発生	・ 対策本部長の指示により、業務を継続する ・ 商工会外にいるときは対策本部長の指示に従う	・ 安否状況を商工会に報告 ・ 対策本部長の指示に従い自宅待機
C	埼玉県内において震度5弱の地震が発生	・ 会員の状況を把握 ・ 通常業務を行う	・ 所在を明らかにする

「職員行動基準」洪水時

警戒レベル	危機の内容	職員等	
		(就業時間中)	(就業時間外)
5 命を守る行動を	〈市町村発令〉 ・災害発生情報 (氾濫発生情報をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合) 〈防災気象情報〉 国土交通省、市町村発表 ・河川氾濫発生情報 ・大雨特別警報 ※既に災害が発生している状況 ※命を守るための最善の行動をとる	・初動対応を行う（来会者の避難誘導、商工会建物の被害状況把握） ・対策本部長の指示により命を守る最善の行動として避難するか又は安全が確認されるまで商工会内に待機する ・商工会外にいるときは命を守る最善の行動をとる	・安否状況を事務局長に報告し、事務局長は対策本部長の指示に従い、自宅待機する ・漫然と自宅に待機し続けることなく、気象情報を確認し、命を守る最善の行動をとる
4 危険な場所から 全員避難	〈市町村発令〉 ・避難勧告 ・避難指示（緊急） 〈防災気象情報〉 国土交通省、市町村発表 ・河川氾濫危険情報 ・土砂災害警戒情報 ※速やかに避難する	・初動対応を行う（来会者の避難誘導、商工会建物の被害状況把握） ・対策本部長の指示により命を守る最善の行動として避難するか又は安全が確認されるまで商工会内に待機する ・商工会外にいるときは公的な避難場所又は近くの安全な場所に避難する	・安否状況を事務局長に報告し、事務局長は対策本部長の指示に従い、自宅待機する ・対策本部長の指示に従い自宅待機するか、避難を開始する ・漫然と自宅に待機し続けることなく、気象情報を確認し、公的な避難場所又は近くの安全な場所に避難する
3 高齢者は避難	〈市町村発令〉 ・避難準備 ・高齢者等避難開始 〈防災気象情報〉 国土交通省、市町村発表 ・氾濫警戒情報 ・洪水情報 ※避難に時間を要する人（高齢者、障害のある方、乳幼児）とその支援者は避難をする ※その他の人は、避難の準備を整える	・対策本部長の指示により避難の準備を整える ・商工会外にいるときは対策本部長の指示に従い帰宅するか、帰路の安全が確保されなければ商工会にて待機する	・安否状況を事務局長に報告し、事務局長は対策本部長の指示に従い、自宅待機する ・対策本部長の指示に従い自宅待機する ・商工会に参集する指示が出た場合は、対策本部活動（職員の安否確認、建物被害状況の把握）を実施する
2 避難行動の 確認	〈気象庁発表〉 ・洪水注意報 ・大雨注意報 ※ハザードマップにより避難行動を確認する	・避難に備えハザードマップにより、避難場所、避難ルートを確認する ・会員の状況を把握	・対策本部長の指示に従う
1 心構えを高める	〈気象庁発表〉 ・早期注意情報 ※災害への心構えを高める	・通常業務を行う	・気象情報をチェックする

・当市が平成 27 年 2 月に策定した「志木市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報把握と発信を行うとともに、商工会機能が維持できるよう交代勤務やテレワークなどを実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

商工会は巡回訪問を通し、会員等小規模事業者と密接にかかわる地域唯一の組織である。このため自然災害発災時には市や関係機関から頼るべき組織として認識されている。商工会は会員を含む小規模事業者の被害状況を把握し復旧に向けた対応を行うことが求められる。

このため事務局の役割を以下の様に定める。

- ・事務局責任者が即座に会長、副会長に連絡する
- ・対策本部を設置する
- ・会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務（金融、労務、税務）を最優先とする。
- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する
- ・会員等小規模事業者の被害状況を確認する
- ・国や埼玉県又は志木市の被災事業者支援策について、会員などに周知する
- ・志木市や埼玉県商工会連合会との連絡を担い、連絡の窓口となる
- ・会員からの要望を取りまとめる
- ・会員からの問い合わせに対応する
- ・会員等小規模事業者の被害状況を確認し、志木市や埼玉県商工会連合会に報告する
- ・志木市商工会と志木市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、埼玉県に報告する
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、志木市商工会と志木市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県へ報告する

＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・組織運営に係る業務（会議など）は縮小し、会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務を最優先とする。尚、相談窓口の設置については志木市と相談する（国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する
- ・会員等小規模事業者の被害状況を確認する
- ・国や埼玉県又は志木市の被災事業者施策について、会員などに周知する
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある会員等小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した会員等小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県に相談する。

その他

- ・上記記載内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 7 年 4 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
志木市商工会 事務局責任者 志木市商工会 (本部) 法定経営指導員 連携 連絡調整 志木市 産業観光課 確認 連携 志木市 防災危機管理課 志木市 市民生活部 部 長	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 坂本 和之 (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認等、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①志木市商工会 〒353-0004 埼玉県志木市本町 1-6-30 TEL048-471-0049 FAX048-471-0057 E-mail : info@shikishishokokai.net	
②関係市町村 志木市市民生活部産業観光課 〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡 1-1-1 TEL048-473-1111	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
専門家派遣費	33	33	33	33	33
ポスター・チラシ作成費	17	17	17	17	17
通信運搬費	10	10	10	10	10
防災・感染症対策費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、志木市補助金、埼玉県補助金、国補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	